

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|------------------------|---|---|
| 1 | 4頁 | I-①-1 自治基本条 例の制定 | <p>現状は地方分権、地域主権の視点から、成田市も自治基本条例を創るに当たり、市民に条例づくりの参加を促す手段として、平成21年3月に(財)地方自治総合研究所長 辻山幸直氏の「自治基本条例をつくろう—市民がつくるまちづくりのルール—」という講演会を企画し、会場(市健康福祉館大ホール)に多数の市民の参加を得た。</p> <p>しかし、実際に成田市(企画政策課)が審議会をつくり、審議委員を市民から公募したところ、市が希望する定員15名をわずかに下回る12名しか応募がなかった。(担当課に、審議会でなく市民の勉強会か研究会で、取りあえず発足したらどうかと提言したが)、市民の機運が熟成しないとの理由(?)で頓挫してしまった。</p> <p>その後、毎年専門講師の先生方を替えながら、自治基本条例の講演会を開き、市民や市職員の機運を高めようとしているが、一向に市民の反応は鈍い。</p> <p>実施内容では、平成25年度に組織づくりをし、平成26年度に素案づくり、平成27年度条例制定のロードマップを計画しているが、如何にも拙速なきらいがある。条例制定が目的ではなく、組織づくりが重要である。あらゆるステークホルダー(老若男女、未成年者を含む、さまざまな階層の人々)が参加しないと市民のための条例とはならないと思う。したがって、組織づくりが条例の成否を握っているといっても過言とはならない。</p> | <p>市民や職員を対象とした講演会やワークショップを開催し、市民の意識醸成に努めていますが、市民検討委員会のような組織体制はできていない状況です。今後も幅広い年代において、機運の醸成が図れるような講演会やワークショップなどを開催していきます。</p> <p>自治基本条例の制定については、条例制定までの過程が非常に重要であると認識しています。多くの市民が参加し取り組むことができる組織や方法などを検討していきます。</p> |
| 2 | 4頁 | I-①-1 自治基本条 例の制定 | <p>自治基本条例に関する「講演会」、「ワークショップ」に参加しているが、議会での検討状況が市民目線から見えてこない。現在の議論の進捗状況を知りたい。</p> | <p>平成24年度は先進地の視察を行うとともに、組織設立に向けた検討と幅広い年代を対象にしたワークショップを開催し、市民への意識醸成を図っているところです。</p> |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|----------------------------------|--|--|
| 3 | 4頁 | I-①-② 市政モニター 制度の導入 | <p>現状はアンケート調査の回答率(平成22年成田市市民意識調査)が58%と低いか高いかは、各人の判断だが、けっして高くはない。</p> <p>パブリックコメントに関しても、従来より意見を述べる市民は少数である。市民にも問題があるが、忙しさにかまけて、行政に無関心、あるいは市議会議員にお任せである。</p> <p>行政は情報開示が以前よりかなり進んでいるが、肝心の領域の情報開示が遅れている。あるいは個人情報保護法を盾に情報を出し渋っている。これではアンケート調査やパブコンを行政が、求めていても正確で正しい市民の意見とはならない。</p> <p>市政モニター制度の導入には大いに賛成する。但し、市民が知り得る情報は全て開示しないと、この制度が独り歩きしてしまう。情報開示が不十分のまま市民モニターに意見を求めたからといって、それが市民全体の意見だと勘違いする恐れ十分にある。行政が、ある特定の市民や団体、企業のために施策を執行するに当たり、その市民や団体、企業に配慮しすぎ、税金という公金を支出した場合は、速やかにその情報を全て開示すべきと心得る。</p> <p>[公開性の拒絶は、その意思が不正義であることを推定すべき根拠を私たちに与える。公衆の批判的吟味に対する十分な開放を拒むような立法(政治的意思決定)は、何らかの不正の要素を隠していると判断されてしかるべきである。—カント]</p> | <p>市政モニター制度は、事前に登録を行っていただいた市民等を対象にインターネットを利用したアンケート調査を行い、市民の意識を把握するとともに、市政運営の基礎資料として活用し、施策の展開につなげていくことを目的としています。今後はより多くの市民等に参加していただけるような制度導入に努めていきます。</p> <p>また、情報公開については成田市情報公開条例と成田市個人情報保護条例に基づいて、適正な情報公開の推進に努めています。</p> |
| 4 | 4頁 | I-①-② 市政モニター 制度の導入 | <p>市政モニター制度の創設による積極的な現状把握の姿勢は大いに評価する、今後の運用を期待します。</p> <p>当然配慮されるとは思いますが、男女別、年齢、職業等バランスの良い選定により生きた意見になる環境を整えて下さい。</p> | <p>インターネットからのアンケート調査を行う予定で、登録申請をWeb上で行っていただき登録要件を確認したうえで、対象者はすべてモニターとして参加していただく予定です。</p> |
| 5 | 4頁 | I-①-② 市政モニター 制度の導入 | <p>市政モニター登録者の氏名について、公表できない時は、職業、所属する団体等の名称を公表していただきたい。</p> <p>又、「市政モニター」を希望する団体から選出していただきたい。</p> | <p>インターネットからのアンケート調査を行う予定で、登録申請をWeb上で行っていただき登録要件を確認したうえで、対象者はすべてモニターとして参加していただく予定です。属性の公表内容については、今後検討をしていきます。</p> |
| 6 | 4頁 | I-①-③ 附属機関等 への女性登 用率の向上 | <p>女性登用率を上げるため、平成27年度までに男女比率を半々とする。(クォーター制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状成田市の人口は男女ほぼ拮抗としているため ・男性優位では、女性の視点での考え方がわかりづらいため。 ・スポーツや学校での女性優位は目を見張るものがあるため。 | <p>平成24年4月1日現在の附属機関等における女性委員の登用率が29.32%となっていることや市で策定している第2次成田市男女共同参画計画において、女性委員の登用率の数値目標を平成27年度までに35%としていることから、まずはこの目標値を達成できるよう努めていきます。</p> |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|------------------------------|---|--|
| 7 | 5頁 | I-①-5 効果的な集団広聴の実施 | 「中学生議会の開催」を更に進めて、「中学生の議会本会議の傍聴」を、授業の一環として義務教育のカリキュラムに入れる事を検討していただきたい。 上記については、平成25年1月23日付け、「教育委員会」宛てに、 \$中学生の「議会傍聴」について\$と題する「申し入れ書」を提出済。 | 中学生議会は、未来の成田市を担う中学生が議会の仕組みや役割を体験的に学習し、あわせて、成田市の現状や将来に関する様々な事項について中学生としての意見や質問等を出し合うことにより、市政に対する関心を深めることや中学生の意見を市政運営の一助にすることを目的に開催しております。 現在、中学校では、各教科の学習内容が増加していることなどから、授業時間数を確保することが難しい状況にありますので、夏季休業中を利用して中学生議会を実施しているところであります。今後もこのような取組を通して、多くの中学生に議会の学習を進めていきたいと考えます。 |
| 8 | 5頁 | I-①-6 市民協働を推進するための基本指針の策定 | 検討委員会は、公募委員を主体にオブザーバー的に行政側担当課で構成する。 勤め人、主婦を考慮する。 開催時間を弾力的にする必要がある。 | 協働の指針は、公共を行政が独占するものではなく、様々な主体が担うことができる地域づくりを目指す基本指針として策定します。そのため、実際に市民活動等により、すでに公共を担う取組を行ってきた市民活動団体等を中心にした検討委員会を設置し、さらなる公共の増進のために解決しなければならない問題点や必要とされる支援体制等を踏まえ、指針を策定する計画であります。 検討委員会の委員となる市民活動団体等の代表者は、市民活動団体の取組の他に本業を持つ方や子育てに取り組まれている方などを想定しています。 指針の策定においては、委員会、ワークショップや打ち合わせ等、委員間での時間調整が大切となりますので、検討委員会委員の予定等を優先して実施します。 |
| 9 | 5頁 | I-①-6 市民協働を推進するための基本指針の策定 | 市民協働を推進する為の、市民の意識を底上げする方策として、議会本会議の傍聴者を増やす為、議会の開催時間を、日・祝祭日・及び午後～夜21時頃まで、とする事を検討していただきたい。検討する過程において、最低でも、トライアルの実施を、お願いしたい。(過去に「同内容の申し入れ書」を提出したが、進展していない) | 協働の指針は、公共を行政が独占するものではなく、様々な主体が担うことができる地域づくりを目指す基本指針として策定します。そのため、実際に市民活動等により、すでに公共を担う取組を行ってきた市民活動団体等を中心にした検討委員会を設置し、さらなる公共の増進のために解決しなければならない問題点や必要とされる支援体制等を踏まえ、指針を策定する計画であります。 また、市のホームページにて市議会本会議の録画放送の配信を行っており、市民の方がいつでも視聴できますので、現在のところ休日や夜間において議会を開催する予定はありません。 |
| 10 | 6頁 | I-①-8 なりた環境ネットワークの促進 | 千葉県環境政策課と連携し、環境学習指導者も登用する。 | 今後とも千葉県や千葉県の施策との連携を図りながら進めていきたいと考えます。 また、自然観察会や講演会などの活動を通じ、市民が環境に関して知識を深め、関心を高めることができるよう努めます。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|--------------------------|---|---|
| 11 | 7頁 | I-①-10 景観形成推進事業の実施 | 景観まちづくり市民懇談会の公募委員の真面目な意見が、上位の景観計画策定審議会では反映されにくい。景観まちづくり市民懇談会の真摯な意見をも反映させる。 | 市では、良好な景観を保全し、形成を図るため、景観計画策定審議会を設置し、景観計画の策定を進めているところですが、この景観計画策定審議会の委員として、景観まちづくり市民懇談会からも委員を選出し、意見を反映できる体制としています。 |
| 12 | 7頁 | I-①-11 まちづくりへの市民参加の推進 | セットバック事業は、行政が各町内のまちづくり協議会への丸投げで、末端の町内会員の意見が協議会に押切られ、反映しにくい欠点が露呈された。 参道がセットバック事業により道路幅が広がり、結果左右の街並みが幅広道路によって分断されてしまった。参詣客の人の流れをどうするのか。同様にJR成田東口駅前再開発により、駅前ビル内の商店が潤い、必然的に観光客の購買力が参道から山門まで波及するかどうか危ぶまれる。 駅前から山門までの人のながれ、購買力の再検討が必要となるのではないのか。費用対効果で生きた公金を使い、無駄な公金は使わないことが肝要である。 | 門前町として長い歴史の中で街並みが形成されてきた表参道地区は、参詣客の通行に加え地域住民の生活道路としての役割も担っており、通過交通量が増加することで安全な歩行に支障をきたすようになっていました。 これらの街並み保全を支援するとともに観光地に相応しい環境整備として、来訪者等の快適性、安全性の向上を図るため、地元街づくり協議会と協働して、事業を推進しています。 仲町地区においては、伝統的建築物の保全、一般建築物の修景整備を進め、上町、花崎町地区では、セットバック事業による歩道整備と一般建築物の修景整備を進めています。 今後も地元街づくり協議会と協働して事業の啓発に努め、街並み街づくり事業を推進していきます。 |
| 13 | 11頁 | I-②-3 業務マニュアルの整備 | 一つの案としてISO9001規格を提案します。この中の品質システムを考えます。民間手法を自治体でも採用したと思います。導入初期は大変ですが、習熟すれば、効率よい自治体運営となるはずです。民間の利点を活用する役所に脱皮することが、市民に対しての最大なサービスと考えます。 | 業務マニュアルを整備し、活用することで、特に定型業務については、取扱いの統一化が可能となり、サービス水準の均質化や平準化が図られることから、市民サービスの向上につながるものと考えています。ご指摘の民間の手法を採用することにつきましては、効率性や波及効果なども含め、今後研究していきます。 |
| 14 | 12頁 | I-②-5 非常時における広報活動の強化 | メールやツイッター等比較的若者主体の非常時伝達手段はいかかなものか。高齢者やパソコンや携帯電話などWEB手段を持っていない人はどうするのか。災害時電源をどう確保するのかが課題である。 実施内容が曖昧である。現状打破を考える。大地震が発生したら、インフラが使えない。それに代わる手段をどうするのか。先ずそこから考えないと、東電福島原発と同じでは、市民の安全が守られない。道路が寸断されて、職員は徒歩で役所に来られるのか。誰が指揮命令をするのか。少なくとも危機管理課職員は自宅から何分で役所に来られるのか。東京や近隣に住居を構えている職員がいなくても、役所機能が働くのか。これでは活動強化どころか非常時の広報活動が出来ない。 | 多種多様な機器による情報伝達手段を整備するとともに、自主防災組織、民生委員、消防団、自治会、町内会などの共助を中心とした、人によるさまざまな情報伝達手段の整備も進めています。 また、災害広報紙の公共施設や避難所等での掲示・配布、広報車による広報、報道機関への情報提供をはじめ、その時点で活用できる様々な広報手段を効果的に用いて、市民に適宜、的確に周知を図る考えであり、加えて電子媒体を活用した広報の充実にも努めるものです。 災害時の職員配備体制については、職員の居住地から市役所本庁舎などの勤務地及び最寄りの避難所までの距離を毎年調査し、迅速な応急体制の確立に努めています。 |
| 15 | 12頁 | I-②-6 避難所運営体制の整備 | 平成23年3月11日の東日本大地震の際、避難所に指定されていた小学校では、閉門していて避難者が入れなかった。幸い近くの公民館に避難して、職員とともに一夜を過ごしたという。 災害とは想定外も含むため、避難所運営体制に、公民館等市の各施設の非常勤職員や指定管理の施設職員も加わらないと完全には運営されない。想定外が重要である。 | 避難所の運営については、地域住民や避難施設の管理者との連携が必要であることから、学校、行政、自治会や自主防災会等で組織する避難所運営委員会を設置するとともに、避難所運営マニュアルの作成を行い、避難所運営体制の整備を図ります。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|----------------------------|--|---|
| 16 | 19頁 | I-②-26 歴史的資料のホームページでの公開 | 歴史資料ですから可能ならば成田山所蔵の資料も古文書等を含め簡単な解説を付し紹介して頂き、成田を知り、愛し、誇りの持てる次世代の市民を育成して頂きたい。 | 市が収集・所蔵している資料及び各種指定文化財も含め、種類、地域や時代等を考慮しながら、重要であると考えられる資料をデジタル化し、解説を付して紹介する予定です。なお、これらの中には成田山新勝寺に関連する資料も多く存在します。 また、成田山新勝寺所蔵の資料については、協議の上、転載の許可が得られれば紹介していきたいと考えます。 |
| 17 | 21頁 | I-③ 公正の確保と透明性の向上(全体) | 市民から幹部を含む職員の不適切を指摘する外部機関(弁護士等)の創設をする。 公金支出は如何なる理由があろうとも、情報開示、公正と透明性を図る。個人情報法を隠れ蓑として、透明性が確保できなければ、公正とは名ばかりである。 | 市では、平成24年7月1日に成田市コンプライアンス条例を施行し、弁護士等の有識者3名の委員で組織されるコンプライアンス審査会を設置し、職員の不正な行為等についての外部からの通報を受け付けています。 また、情報公開については成田市情報公開条例と成田市個人情報保護条例に基づいて、適正な情報公開の推進に努めています。 |
| 18 | 22頁 | I-③-3 市民からの意見等のデータベース化 | どこまで市民の期待にこたえられるか、公募委員を主体に市民委員会を立ち上げて意見を聴く。 | この実施項目は、市民からの意見がどのようなものであったのか及び市がどのような対応を行ったのかを分析するものであります。ご指摘の市民委員会を設置して市政に意見を反映させる仕組みにつきましては、具体的な施策を実施する所管部署で必要に応じて検討します。 |
| 19 | 23頁 | I-③-4 開発許可の審査基準の整備 | どこまで透明性が確保できるかが課題である。現状の届け出制では、開発業者の虚偽に対して、無力となっている。市職員の現地確認が必要であり、市民からの通報に対して、迅速に対応する。悪質な場合は、会社名を公表し、取り消し処分をして原形復旧とさせる。 | 都市計画法に基づく開発行為に該当する場合は、許可制となっているところですが、許可を受けた内容に反した場合は、勧告等の是正の指導を行うことができます。今後も市民から通報等がある場合、状況等を確認のうえ適正な措置を行ってまいります。 |
| 20 | 24頁 | I-④ 電子市役所の推進(全体) | ITの世界は日進月歩の世界、常にバージョンアップをしてフォロー下さい。 | 日々進化するICTを活用するに当たり、最新技術の動向に注視するとともに、常に費用対効果の視点に立ち、業務の効率化による全体経費の縮減と市民サービスの向上に努めています。 |
| 21 | 30頁 | I-⑤-1 職員研修の充実 | 市民側から見ると何を研修してきたのか見えない。 職員は研修を税金で受けていることを自覚させ、研修によってどれをどの位達成できたか、グラフを各課に掲示し数値化して、常に職員を外部から刺激を受ける環境に置き、緊張感を持たせる。 | 研修の効果測定や費用対効果については、研修計画を立案する過程において考慮する必要があると考えます。試験等の結果が出ない研修や成果が直ちにあらわれない研修もあり、達成度を数値化することは難しい状況ではありますが、研修終了後に職員に復命をさせることで、研修の内容、結果報告を関係各課で共有し、更なる効果向上、成果の把握を図っているところです。 また、受講する職員の意識については、研修の事前通知において目的を明確にし、内容によっては受講を希望制にするなど、職員の自発的な参加を促しており、今後もより学習意欲を持った職員が研修に参加するよう努めてまいります。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|-------------------------|--|---|
| 22 | 30頁 | I-⑤-1 職員研修の 充実 | 先進自治体に少なくとも1年間出向させる。 | 他の自治体への派遣研修については、職員の資質や行政管理の向上を目的に、これまでも国や県に派遣しています。現在では平成24年4月から千葉県防災危機管理部に1名の職員を1年間派遣しています。 職員が他の自治体の実務を経験することにより、視野を広げ、専門的知識や技術を習得することは、本市にとっても大変有意義であると考えていますが、一方で限られた人員による行政運営を求められているため、長期間の派遣はサービス低下を招かないよう配慮する必要がありますと考えます。 |
| 23 | 30頁 | I-⑤-2 人材育成基本方針の見直し | 各事業を専門会社に丸投げしている。若い職員を育成するには、現場を数多く踏ませることで、たとえば日中、机に向かって、パソコンを操作している様では、軟弱な職員に育ち、臨機や機転が利かず、危機に際しては、適切な指示が出来ず、行政が停滞してしまう。職員に考える力が欠如し、外部専門業者に頼ってしまう。したがって市役所全体の緊張感が乏しくなる。 職員の採用試験から改める。採用試験で任用したら、その後どのレベルに達したかで、給与を決める。年功で昇給させるのは、税金の使い道としては最悪である。能力給にすべきと考える。考える力を育てる。公僕としての自覚を持たせる。 初級職員、中級職員、主任、係長、課長、各レベルに相応しい人材として育成する。人材育成の専門会社に委ねるが、結果を出せなければ、その会社名を公表し透明化を図る。 | 人材育成基本方針の見直しにあたっては、地方分権が進展し、社会経済情勢が急速に変化する現在における人材育成の基本的な考え方、方向性及び方策を明確にしたいと考えています。その中で、職員個々には、複雑化、高度化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、課題解決に向け自ら考え、行動することのできる能力が必要と考えています。 また、職員の給与については、職務と責任に応じて決定されるものがありますが、階層別に相応しい人材の登用、育成を目指し、職員の意欲と能力が反映されるメリハリのある給与制度の構築を行っているところです。 今後の採用試験、職員研修及び人事制度に対して一貫した方針、認識を示し、職員個々の資質向上とより良い行政サービスにつなげられるよう、人材育成基本方針の見直しを進めていきます。 |
| 24 | 30頁 | I-⑤-3 人事評価制度の活用方法の拡充 | 各自が納得できる評価と公平性が必要だが、まず職員は市民の公僕としての自覚と能力向上が必要である。(I-⑤-2とリンクする。) | 本市では、職員の能力開発や業績の向上を図ることなどを目的として、能力評価と業績評価からなる人事評価制度を、平成23年度から実施しています。特に、能力評価では、市民志向や公務員としての規律性についての評価項目を設け、職員に求められる行動を示し、職員の資質の向上に努めているところです。 なお、この制度の運用にあたっては、公平性、納得性、透明性、信頼性の確保を原則としており、具体的には、本人に期待される行動や成果について、評価者と被評価者との面談を通じてお互いに共有できるようにしているほか、評価者が被評価者へ指導や助言を行うとともに、その結果を本人へフィードバックすることで、納得性を確保できるようにしています。 また、評価者の資質の向上を図るため、評価者向けの研修を実施して、公平性や信頼性の確保に努めているところです。 今後とも本制度を適切に運用し、職員の意欲の醸成や能力の向上を図り、効果的かつ効率的な行政運営につなげていきます。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|---------------------------|---|--|
| 25 | 31頁 | I-⑤-4 多様な人材の確保 | 民間人の採用は結構なことである。再任用職員や任期付職員はその部署で秀でている人物のみ採用すべきで、単なる定年延長では困る。これらの職員の待遇は非常勤職員と同等とする。 | 多様な人材を確保するべく、専門的知識を備えた任期付職員の採用を実施するとともに、社会人経験者枠による採用などを検討していきます。定年後の継続雇用については、国の基本方針や他の自治体の動向を注視しながら、職務や待遇について検討し所要の措置を講じていきます。 |
| 26 | 32頁 | I-⑤-8 コンプライアンス意識の醸成と徹底 | 小林元市長時代に贈収賄事件が起こり、元市長が逮捕され、成田市を震撼とさせたが、一昨年、昨年と、不祥事が起こり、職員の公僕としての意識の欠落が見受けられている。この公僕としての欠落は市長をはじめ、幹部職員および一般職員の気の緩みが大きい。 一般職員が公僕としての意識改革に目覚めなければ、不祥事は撲滅できない。情報開示と表裏一体である。情報を操作することは、やましいことをしていると同じ事である。今回、庁内委員会を設置しているが、一般職員には内部告発しにくい環境がある。第三者委員会が中立的で、一般職員に信頼されていなければ、絵に描いた餅である。内部告発は大変勇気のいる行為であるが、職員は市民に対して税金で、市役所が運営されているという事実を嚙締める。そして、決して内部告発者が、不利益を被らないという保証がないと、職員の告発は難しい。少しでも内部告発者に圧力をかける雰囲気は庁内に充満すれば、司直が介入せざるを得ないという文言を入れるべきである。 | 過去の不祥事を重く受け止め、本市では平成24年7月1日に成田市コンプライアンス条例を施行しました。この条例の特徴としては、職員の倫理原則を定めるとともに、弁護士等の有識者から選出された3名の外部委員からなるコンプライアンス審査会を設置し、職員の不正な行為等についての通報の受理や通報した職員の保護について明確に規定しています。 また、職員の倫理観の向上を図るため公務員倫理研修を恒常的に実施するとともに、年2回、職員各自に、「服務・倫理に関するチェックシート」を所属長に提示させることなどを通して、自らの倫理観やサービスに対し再認識を促し、今後二度と不祥事を起こさないように努めていきます。 |
| 27 | 32頁 | I-⑤-9 職員提案制度の活用 | 一度決めたらなかなか変更しない象徴的制度、実効が上がらないならこの辺で廃止したらいかがでしょうか。 | 職員の独自の発想により、事務改善や市民サービスの向上につながる提案を自由にできる制度は必要であることから、平成19年4月に全面的な見直しを行い、現在運用を行っているところであります。今年度採用された提案は1件であります。今後提案しやすい環境づくりとあらかじめテーマを定めて提案を募集する課題提案を実施するなど、制度の活性化を図っていきます。 |
| 28 | 35頁 | II-①-2 職員福利厚生事業の見直し | 職員互助会が市に代わって福利厚生事業を運営しているが、その費用は職員の掛け金と税金からである。成田市職員給与は全国でも上位にランクされている。したがって税金で福利厚生事業を賄っていることは廃止すべきと心得る。職員互助会がけじめをつけるため、この際市民に透明性をアピールするために、決算を全て公開したらよい。本来、市の業務と関係がない互助会組織は市と切り離すべきと心得る。 | 地方公務員の福利厚生制度については、地方公務員法において、その実施が義務付けられているところです。しかしながら、その実施に要する費用の一部が公費で賄われていることに鑑み、これまでも事業内容の見直しや市補助金拠出率の引き下げなどを適宜行い、より適正な事業の実施に心掛けてきました。今後も引き続き事業内容の点検と見直しを行うとともに、適正な公費の支出に努めていきます。 |
| 29 | 35頁 | II-①-3 保存文書の見直し | 保存文書は電子化し、事務の効率化と施設の有効活用をする事には疑問を持つ。文書は電子化し、重要文書(契約書等税金を投入した事業は永久保存=ヒト、モノ、情報)を含む個人管理は不可とする。文書庫の整備=文書管理の責任者を配置する。文書管理の良否が不祥事に繋がる。 | 文書管理については、公文書管理規程において、各課に文書取扱主任者を配置するとともに、文書の処理、整理、保存などについて明確に規定しています。また、文書の適正な管理については、職員研修の充実を図り、より適正な管理を行えるよう職員の意識の向上に努めていきます。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|---|---|--|
| 30 | 36頁 | Ⅱ－①－4 各種団体の 自主的運営 の推進 | 公募委員を含めて見直し委員会を立ち上げる。 | 団体の設置目的や活動の性質などが異なり、統一的に取り扱うことが難しいことから、団体の目的や性質などに応じて、市の関与のあり方の方向性を定めたいと考えています。その方向性に基づき、各種団体に所属する市民の意見を聞きながら、それぞれ団体ごとに最終的に対応を決めていきたいと考えていますので、現在のところ見直し委員会の立ち上げは考えていません。 |
| 31 | 36頁 | Ⅱ－①－5 公用車経費 の縮減 | 近場に公用乗用車はいらない筈である。原則、公用車を廃止し、バイク、自転車にすべきと考える。遠方のみ公用車を残す。実態把握を公表すべきである。＝出張報告、運転日報等。 効用：ガソリンの消費減によるCO2削減、交通ルール遵守、ゆっくり進むことで、周りの景色からきめ細かな行政運営が、市職員に創造される。出張報告が適切な出張か判断材料となる。 | 公用車については、現状の使用状況を把握することにより、保有台数の見直しを検討し、適正な管理を推進していきます。また、近場で公務を行う際には、徒歩による訪問等を推奨するとともに、自転車の導入も検討していきます。 更に、電気自動車の導入などにより環境へも配慮していきます。 |
| 32 | 37頁 | Ⅱ－①－8 工事検査シ ステムの構築 | 他の先進自治体の検査実態を把握するのも方法の一つではあるが、民間請負業者の定年退職者の考え方を学ぶ事も必要である。 民間請負業者の定年退職者のアドバイスを考慮する。改善点を発注(設計、工事管理、集計)に反映する。 | この実施項目は、契約検査システム上の工事検査業務について改善を図るとともに、工事検査評価システムの修正を行うものです。 従いまして、事務処理上の改善を図り運用を進めることが目的ですので、この事務を進める中で、ご指摘の民間請負業者の定年退職者のアドバイスを受ける予定はありません。 |
| 33 | 37頁 | Ⅱ－①－9 防災行政無 線戸別受信 機の設置箇 所の見直し | 電柱が倒壊、電気が遮断された対応には無想定。 いかに市民に情報が大事か、3・11大震災、東電原発事故による放射能汚染等、あらゆる想定を考慮する。 公募市民を交えて委員会を立ち上げる。 | 災害時において防災行政無線の機能が十分に確保できるよう、バッテリー等を整備し、停電の対策を行っています。 また、市民への情報伝達手段としては、防災行政無線のほかに、防災メール、防災テレホンサービス、エリアメール、ホームページ、防災ツイッター、広報車、各避難所への携帯無線機の配備など、多様な伝達手段の構築を進めています。 |
| 34 | 39頁 | Ⅱ－①－13 集会施設維 持管理制度 の見直し | 年間の稼働率が低い共同利用施設が多すぎる。年間稼働率の低い施設の廃止、統合を進める。 公民館の充実、アクセスを良くする。 | この実施項目は、地区所有の集会施設に対する補助金可他市類似団体と比較して高水準であるため、その改善について財政の効率化と優先すべき公共事業等の観点から研究を進めるものです。 また、共同利用施設は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の定めにより、著しい航空機騒音が及ぶ地域における騒音対策事業として建設しており、地域住民の集会や学習等に利用する施設として定義されている施設です。このため、年間稼働率が低い施設であっても、統廃合は行いません。 しかし、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法により、地区住民すべてが移転してしまった場合は、施設利用者は存在せず、必要性がなくなることから廃止することになります。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|----------------------------------|--|---|
| 35 | 40頁 | Ⅱ－①－16 不法投棄防止対策の推進 | <p>不法投棄が後を絶たない。不法投棄の要因になるものを取り除くことが必要である。</p> <p>今後のゴミ袋の有料化は慎重に対処する。</p> <p>資源の大事さを啓蒙する。資源の買い取り制度の維持。</p> <p>家電製品を購入するに当たり、処分費の事前支払いを法律で義務付けるように関係官庁に陳情する。</p> <p>不法投棄の罰則強化。</p> | <p>不法投棄されやすい箇所は、土地の管理が不十分なところが多いことから、土地所有者や管理者に対し適正管理を依頼し、不法投棄されにくい環境の整備を図っていきます。</p> <p>また、平成24年10月から、ごみの分別区分を6分別から9分別に変更し、ごみの再資源化と減量化を推進しています。今後、分別区分を見直したことによるごみの排出量の推移を見る中で、ごみの量が増加していく場合には、ごみの減量化策を検討していきます。</p> <p>資源の大切さの啓発については、家庭における分別の仕方やごみとして排出される資源物の再資源化など、ホームページや広報紙などを通じてわかりやすい形で周知を図っており、リサイクル運動については、今後も推進していきます。</p> <p>家電リサイクル料金の徴収方式については、今後の国の動向を注視していきたいと考えています。</p> <p>現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制が強化され、不法投棄をした場合、5年以下の懲役又は1,000万円以下(法人の場合は3億円まで加重できる。)の罰金を科するなど、厳しい罰則が設けられていますので、この法律により対応いたします。</p> |
| 36 | 42頁 | Ⅱ－①－23 補助金の見直し(観光ふるさと推進事業補助金) | <p>このパブコンにはどういうものかが、情報開示されていないのでコメントできない。</p> <p>観光プロモーション課と観光協会の役割分担が不明確。純粋に民間公益社団法人として統合すべきではないのか。</p> | <p>観光ふるさと推進事業補助金については、観光資源の発掘や育成、観光産業の活性化を推進することを目的に、現在、「成田ふるさとまつり」と「下総ふれあいまつり」に対して補助金を交付していますが、公益性、公平性、効果などを改めて検証し、事務事業の効率化という観点から他の補助金との統合について検討を行うものです。</p> <p>観光プロモーション課は、観光は本市の基幹産業という認識の下、国内外へ「観光地成田」を広くPRするとともに、成田市全域を視野に入れて観光振興策を積極的に展開しています。一方、(社)成田市観光協会は、任意の会員により構成されている団体です。各種観光イベント等については、市の観光振興と共有できる主旨のイベントや運営のほか、協会自体が独自に加盟会員向けに行うものや、行政に馴染まない性格のイベントも運営することもあります。よって、各イベントの主旨や主催者により、運営形態も異なりますので、行政と一体化しているような組織としての統合は考えていません。</p> |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|--|--|---|
| 37 | 47頁 | Ⅱ-②-1 行政評価を活用した総合5 か年計画 2011のローリ ングの実施 | <p>財政計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市債残高が毎年右肩上がり将来を危惧する。 ・基金の取り崩しで財政が悪化する懸念がある。したがって毎年の財政力指数が低下している。 ・毎年ローリングすることが大事であるが、この先が見えない経済、人口縮小時代に入り税収の伸び悩みに対して、人件費がほぼ横ばいでは、市民のモチベーションが低下する。平均民間給与と約400万円に対して、成田市正規職員は約900万円である。 成田市が率先となって、職員の人件費の大幅な縮小を提案する。 現在ある行政改革委員会は、市民からの公募委員を主体にした行政改革委員会に改定する。その中で議論が必要である。 各種事業の見直し、将来の成田市の財政力健全化につながると思う。 ・(仮称)不働ヶ岡土地地区画整理事業について、大規模宅地開発が行われ、農地が無くなり、一次産業が衰退する事は、成田市としてマイナスと思うが、成田市の将来を案じている市民の一人である。 ・有害鳥獣駆除事業は、里山保全を考えず、対処療法でイノシシを駆除するとは、人間のエゴそのままである。自然環境保全を行政は考えるべきと思う。里山保全事業を積極的に行政は推進し、市民が参加しているNPOをもっと支援すべきと思う。 ・プレミアム付商品券発行支援事業は以前も行われたが、一過性でそれにより、商店が活性化したかは疑問である。今回も前回の疑問を検証せずに行うことは、甚だ遺憾である。商店の活性化とは、一過性でなく、持続することであり、地元商店の売上が伸び、それによって雇用が拡大し、そして市にとっては税収が伸びることが支援事業と考える。 ・(仮称)JR成田駅東口再開発ビル文化施設運営事業については、もっと市民の意見を聴き、文化施設は良いとしても、市役所市民課分室、保育園等、駅に直結する利点を考えるべきと思う。 ・新清掃工場関連付施設整備事業は仕切り直しをし、市民に何を付帯施設にしたらよいか、問いかけてほしい。余熱利用の温浴施設では、発想が貧弱である。広大な敷地の屋根に太陽光発電施設等、税収が期待出来る施設を整備するのをも一考である。 ・農業集落排水事業特別会計について、今後、高齢化が進み、成田市近郊農業世帯がますます減少し、農業就業が難しくなりつつあることを踏まえ、費用対効果を考えると、果して農業集落排水事業は良いのか、疑問を感じる。限られた税の中で、成田市にとって何が次世代に負荷を掛けないかを考える必要がある。 | <p>行政評価の目的は、行政サービスを実施した結果の検証を行い、計画の有効性と実施の効率性の向上を図ることにあります。</p> <p>また、「成田市総合5か年計画2011」では、計画の実効性を高める観点から、最新の国県の動向や本市の財政状況をもとに、毎年度事業計画の見直し(ローリング)を行うこととしており、平成24年度からは、これらローリング作業と行政評価を一体的に運用することにより、新たなPDCAサイクルを確立し、より経営的な視点を重視した行政運営を行っています。</p> <p>職員の給与については、毎年、人事院勧告に準拠し適正な水準の維持に努めています。また、階層別に相応しい人材の登用、育成を目指し、職員の意欲と能力が反映されるメリハリのある給与制度の構築を行っているところです。</p> <p>地方債については、財政支出と財政負担の年度間調整の機能を果たすとともに、世代間負担の公平化としても活用しており、財政調整基金については、年度間の財源の不均衡を調整するために活用しています。地方債残高の増加、財政調整基金等の減少については、新たな清掃工場、公津の杜複合施設、学校施設の建設等、大規模な事業の進捗が主な要因となっています。</p> <p>本市の財政状況は、各種財政指標からも健全性を確保していますが、現下の社会経済情勢は非常に不透明であることから、将来の財政運営に予断は許されません。より一層の経費節減に努めながら、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、持続可能な財政運営に努めていきます。</p> <p>行政改革推進委員会は、現在10名の委員で組織しており、その内公募による委員は2名という状況であります。同委員会は、行政改革大綱や推進計画などを策定する際に、その内容について市民目線に立った意見を聴くための附属機関として設置していることから、委員の委嘱については、幅広い分野から選任することが望ましいと考えています。そのような考え方を踏まえ、必要に応じて委員の公募を実施したいと考えています。</p> |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|-----------------------------|---|---|
| 38 | 47頁 | Ⅱ-②-3 市有財産の有効活用 | <p>民間でいう棚卸制度が成田市にあるのかは不明であるが、どれだけ市有財産があるのか、担当課は把握しているだろうか。土地、備品、賃貸借、光熱費等々。</p> <p>例えば、以前に千葉県で、自販機の使用料が問題化したが、類似の問題がある。すなわち、自販機の入札制度、使用設置の使用料、電気代が不透明である。</p> <p>市有地は境界が確定しているのか、全て土地台帳に確認済みか。民間に学ぶとよい。</p> <p>少なくとも年2回の土地台帳、備品、賃貸借の確認は必要である。</p> <p>水道光熱費は適宜。</p> <p>自販機については職員互助会との関係は切るべきと心得る。</p> <p>外郭団体との監査は適宜、不定期にする。</p> | <p>市有財産については、適切な管理に努めているところですが、その中で将来的な利用目的の有無を精査し、利用の見込みがない市有地については売却などを行うことで財産の有効活用に努めていきます。</p> <p>また、自動販売機の設置場所の貸付けを含め、賃貸借による貸付けが可能な財産についても、有効活用できる施策を推進していきます。</p> |
| 39 | 47頁 | Ⅱ-②-3 市有財産の有効活用 | <p>自販機の公募方式は、既に貸し付けている団体を含め聖域なき見直しにより他の自治体が大きな成果を上げている事実からバナー広告や命名権の比ではない成果が望める。</p> | <p>自動販売機の設置場所の貸付けを含め、賃貸借による貸付けが可能な財産について、有効活用できる施策を推進していきます。</p> |
| 40 | 50頁 | Ⅱ-②-10 補助金の適正化 | <p>補助金の現状に対して情報開示をする。</p> <p>半数の公募委員を含め、補助金適正化委員会を設ける。</p> | <p>補助金の予算や決算の状況については、予算書、決算書及びその関係書類に示しているところですが、より良い情報提供の手法を検討します。</p> <p>補助金の適正化については、毎年度の予算編成におけるヒアリングや査定において、公益性、公平性、効果等の観点から見直しを実施していることから、補助金適正化委員会の設置は考えていません。</p> |
| 41 | 51頁 | Ⅱ-②-13 国民健康保険税の見直し | <p>現在の収支の情報公開をしないと議論できない。</p> <p>現状に問題点がどこにあるかを突き止めることから始める。</p> <p>市民の収入格差、家族構成で適正化を図る。</p> | <p>国民健康保険特別会計の状況については、広報紙及びホームページで概要をお知らせしています。今後は、保険給付費等の歳出縮減を図るため、ジェネリック医薬品差額通知や医療費分析等の実施を検討していきます。</p> <p>また、低所得世帯については、所得額を基準とする保険税の軽減制度により対応します。</p> |
| 42 | 52頁 | Ⅱ-②-16 健康診査等に係る受益者負担の見直し | <p>平成27年度から受益者負担が開始されるというが、予防受診を含め、健康予防が一番費用が少ない経費で、効果があることも考慮すべきである。</p> | <p>各種検診を受診することにより、自分の健康を確認できる機会が提供されるというサービスを受けられることから、検診を受診しない方との公平性や公正性を確保するため、受益者負担を求めるものであり、個人の責任において自分の健康は自分で守るという意識の醸成を図ることも目的としています。</p> |
| 43 | 53頁 | Ⅱ-②-19 屋外広告物事業の見直し | <p>選挙ポスター関係が氾濫している。</p> <p>罰則を強化し、違反事業団体には撤去費用はもちろんの事、公表すべきである。</p> | <p>選挙管理委員会から政党や候補者に選挙ポスターの自主的な撤去を申し入れており、市でも選挙前に県土木事務所等と合同で選挙ポスターの撤去を行っています。</p> <p>千葉県屋外広告物条例の周知を図るとともに、違反広告物等に対しては、引き続き関係機関と連携し指導に努めていきます。</p> |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|-------------------------|--|---|
| 44 | 53頁 | Ⅱ－②－20 学校給食費の滞納対策の推進 | 給食徴収員によるトラブル発生が予想されるので、守秘義務がある、あるいは家庭の事情を考慮できる教育委員会職員が徴収すべきと思う。 | 給食費徴収員につきましても、地方公務員法上の守秘義務が適用されます。また、臨戸訪問に際しては、事前に適切な対応ができるよう指導を行い、正規職員とともに訪問するなどの対応を図っていきます。 |
| 45 | 53頁 | Ⅱ－②－20 学校給食費の滞納対策の推進 | 給食費の滞納解消は他の自治体の成功事例を研究し、臨戸訪問など負担の大きい作業に偏重することなく、徴収方法を抜本的に変えること。 | この実施項目は、少額滞納者も対象とする臨戸訪問などを実施し、滞納の縮減を図るものであります。悪質な滞納者につきましては、裁判所への支払い督促の申立てを行い、債権の保全を行うとともに、裁判上の和解により回収を図っています。今後も先進事例等も研究しながら、滞納の解消に努めていきます。 |
| 46 | 53頁 | Ⅱ－②－21 施設命名権の拡大 | 行政側の不手際で、命名権使用料を取りはぐれてしまった。命名権に対しての契約を見直し、取りはぐれない契約にする。結果的に税収の不足が生じてしまったが、これに関しての担当課の責任が不明確であった。 | 施設命名権に関する契約の際には、制度や契約の内容などに関して、相手方と十分な協議を行っていきます。また、契約締結後の刊行物の作成や印刷にあたっては、契約内容を十分に認識し、より厳しい確認体制の下に事務を進めていきます。 |
| 47 | 55頁 | Ⅱ－③－2 公共施設保全計画の策定・運用 | 施設管理台帳の不備 人口縮小時代の到来で、公共施設はこれ以上増やさない。次世代への借金を増やさない。 空家同然の各地区の共同利用施設の統廃合で、建替えはしない。 | 公共施設保全計画の具体的な内容は、施設重要度と建物の劣化度からどの施設をいつ大規模改修や建替えを行うかという、今後数十年間のスケジュール作成を行い、各課が管理している施設管理台帳を統一的なシステムに移行し、再構築する作業を予定しています。これにより、改修等のコストの平準化や計画的な事業を執行することが可能となり、効率的な施設管理と資産の全体最適を図ります。 地方債は、財政運営上の資金調達手段であると同時に、長期間にわたり効果を生ずる公共施設の整備費用について、将来の住民にも一部を負担していただく手法として活用しています。今後も公債費に関する財政指標に十分留意しつつ、適正な起債発行の範囲で運用し、健全な財政運営に努めていきます。 共同利用施設は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の定めにより、著しい航空機騒音が及ぶ地域における騒音対策事業として建設しており、地域住民の集会や学習等に利用する施設として定義されている施設です。このため、年間稼働率が低い施設であっても、統廃合は行いません。 しかし、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法により、地区住民すべてが移転してしまった場合は、施設利用者は存在せず、必要性がなくなることから廃止することになります。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|-----------------------------------|--|--|
| 48 | 55頁 | Ⅱ－③－3 PFI基本方針 の策定 | 現状を踏まえて、実施内容ではPFI手法は、時には破たんが予想される事例を聴くに付、慎重に対応すべきと考える。 | 一般的にPFI手法は、民間の資金とノウハウを活用し、低廉かつ良質なサービスを提供することが期待できるとされていますが、一方で事業の規模や内容によっては、財政負担の縮小効果が十分に得られない場合やサービスの安定的な提供に支障が出る場合が想定されるなど、PFI手法が適さない事業もあります。 このようなことから、本市における個別事業にPFI手法の導入を検討する際には、従来型公共事業と比較し、どちらがより効果的かつ安定的にサービスを提供することができるのかを十分に検証する必要があると考えています。 |
| 49 | 55頁 | Ⅱ－③－3 PFI基本方針 の策定 | PFIの導入は研究することは結構ですが目先の安易な導入は避けコスト計算を厳しく見極めなければ、不必要な借金を積み重ねることとなる。 | 一般的にPFI手法は、民間の資金とノウハウを活用し、低廉かつ良質なサービスを提供することが期待できるとされていますが、一方で事業の規模や内容によっては、財政負担の縮小効果が十分に得られない場合やサービスの安定的な提供に支障が出る場合が想定されるなど、PFI手法が適さない事業もあります。 このようなことから、本市における個別事業にPFI手法の導入を検討する際には、従来型公共事業と比較し、どちらがより効果的かつ安定的にサービスを提供できるかを十分に検証する必要があると考えています。 |
| 50 | 57頁 | Ⅱ－③－9 道路整備基本計画の見直し | 無駄な道路は造らない。 今後は車道より、自転車道を整備し、通行の安全を図る。 | 道路整備については、これまでも地域住民の要望等を踏まえながら、計画的に行っており、今後もさらに各路線の重要度や必要性を考慮し整備を行っていきます。 自転車道の整備については、自転車通行レーン等の整備を含め、自動車と自転車の通行帯の分離について検討していきます。 |
| 51 | 58頁 | Ⅱ－③－11 市営住宅整備計画の策定 | 民間アパートとの競合は避ける。民業圧迫でなく、民間との共生を図る。 無駄な公共投資は控える。人口縮小時代に向け、都市計画との整合も考慮する。 | 市営住宅は、民間アパートの家賃を負担できないような低額所得者で、住宅に困窮する者を入居対象としているため、競合することは少ないと考えています。しかしながら、空室を有している民間アパートも目立つ中、現在の市営住宅整備計画を見直すべく基礎調査を実施しているところであり、平成25年度には将来を見据えた適切な整備計画を策定する予定です。 |
| 52 | 61頁 | Ⅱ－④－1 ワーク・ライフ・バランスの推進と総労働時間の縮減 | 手当支給は能力と比例する。時間外勤務手当支給は通常勤務時間内での能力不足と市民は考える。 職員の公僕意識を徹底する 市民との窓口業務は、丁寧、迅速に務め、タライ廻しは不可である。 余りにも民間との仕事量、給与の格差がありすぎる。能力を高める努力が必要である。 | 地方分権が進展する中、少子高齢化や国際化等の進行に伴い、行政ニーズはこれまで以上に高度・多様化していると考えられますが、最少経費による行政効果や職員の健康保持を念頭に、効率的に職務を遂行し、総労働時間の縮減及びワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきます。 |

成田市行政改革推進計画(平成25～27年度)(素案)についての意見等に対する市の考え方

| 番号 | ページ | 実施項目等 | 提出された意見等 | 市の考え方 |
|----|-----|-------------------------|---|--|
| 53 | 61頁 | Ⅱ－④－2 適正な定員 管理の実施 | <p>1,174人が適正か、1187人が適正配員かは事業規模によるが、年間の事業が決まっているので、民間の管理会社の適正規模と比較してみる。</p> <p>現状を把握して、公僕意識を持ちながら、サービスの低下を抑え、極力スリム化を図る。</p> <p>民間でできる仕事は、そちらに回し、官でしかできない部署にのみ人を配置しないと、組織が肥大化し、空回りで無駄な税金として消費される。</p> | <p>以前より行政改革の取組事項として、市の事務事業の見直しや民間委託化を進めており、それに伴い職員数の削減を行ってきたところであり、しかしながら、本市の場合、空港を抱えていることから空港対策部門や消防署を設置していること、救護施設を設置していることなどの特殊要因により、類似団体と比較すると職員数が多い状況であります。今後も、事務事業の効率化や民間委託の推進を図りつつ、市民サービスの向上につながるよう、適正な定員管理に努めていきます。</p> |
| 54 | 63頁 | Ⅱ－⑤－1 政策法務能力の充実強化 | <p>現状に即した政策法務能力者が少ない。</p> <p>行政幹部が、民間コンサルへの依存しすぎた弊害もあるのか。</p> <p>政策法務能力は一朝一夕では育たない。時間が優先する事から、取りあえず、人材を他所(民間を含む法律事務所等)から派遣してもらい、その間組織に組み込むか、あるいは法律学科卒業の市職員を採用し、先進市へ年限を限って出向させて、勉強させる。</p> | <p>本市では、人材育成基本方針に基づき、毎年度、計画的な法務研修や自治大学校、千葉県自治研修センター等への派遣研修等の研修の実施により、法規担当者をはじめとして、個々の職員の政策法務能力の向上に努めているところです。政策法務能力は、自治体がこれからの地方分権の時代に政策を推し進める上で大変重要なものですので、引き続き職員の更なる政策法務能力の向上に努めていきます。</p> |
| 55 | 63頁 | Ⅱ－⑤－2 行政組織の見直し | <p>形だけの行政改革に過ぎない。</p> <p>行政組織の縦割りの弊害をなくす。</p> <p>市長は市民の安心安全と任期中のビジョン達成、成田市の長期目標に邁進する。</p> <p>秘書課を廃止し、市長公室を新設の中樞を担う。市長公室には市長が在室し、間仕切りは外す。副市長はプロパーで、市長公室長を兼ね、市長の補佐役に徹し、市長のビジョンを任期中に達成させる。職員の管理監督に徹する。</p> <p>各部を廃止統合し、グループ制にする</p> <p>民間でできる部門は廃止し、官のみのサービスに徹する。</p> <p>全ての職員をワークシェアする。</p> <p>各自の机は廃棄し、テーブルにする。</p> <p>セキュリティは厳重に管理する。</p> <p>公募の市民委員会を発足させ、市長公室と常時コンタクトを取る。</p> <p>監査委員制度を改正する。議員監査委員は退任し、公募の監査委員を補充する。</p> | <p>市民ニーズや行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる簡素で効率的な組織を構築できるよう努めていきたいと考えています。</p> <p>具体的には、平成8年度より運用を行っているスタッフ制(班制)については、指揮命令系統が不明確となるなどの弊害が生じていることから見直しを行い、平成25年4月から新たな職制を整備するとともに、課内組織として係制を導入する予定であります。</p> <p>また、平成25年度以降には生涯学習部門の市長事務部局への移管など比較的大規模な組織の見直しを予定しているところであります。</p> <p>ご指摘のありました監査委員制度については、地方自治法の規定により実現することが難しいと考えます。</p> |